

登山道の維持・管理に関する法制度の
整備を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣

宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本県は北アルプスをはじめとする豊かな山岳地域を有し、「世界水準の山岳高原観光地づくり」を掲げているが、これまで登山道といった山岳施設については、必ずしも管理等に関する明確な法的根拠を持たないまま、山小屋関係者等の尽力により維持されてきている。

登山道は、登山者の安全確保のほか、動植物の保全、救助活動等において重要な役割を担っているが、財源・人材の慢性的な不足に加え、維持・修繕に係る責任の所在が不明確である等、多くの課題を抱えており、善意や献身に頼る管理体制には限界がある。

登山道の荒廃は、山岳事故の増加、自然環境の悪化等を背景とした、観光産業の魅力の低下を招き、地域経済の衰退、ひいては持続可能性そのものが脅かされるおそれがあることから、登山道を将来にわたって管理できる新たな仕組みづくりが求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、登山道の維持・管理に関する法制度の整備により、安全・安心な山岳観光を推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 登山道を公共インフラとして定義する制度を創設し、実態に即した管理主体を定め、責任を明確にすること。
- 2 安定的な財源確保のため、登山道の維持・管理に係る補助制度の拡充、協力金に係る法的根拠の明確化、民間資金等を活用しやすい支援制度の整備を図ること。
- 3 安全対策及び環境保全の両立に向けて、危険箇所等の現状復帰にとどまらない、登山道の再構築を推進すること。